

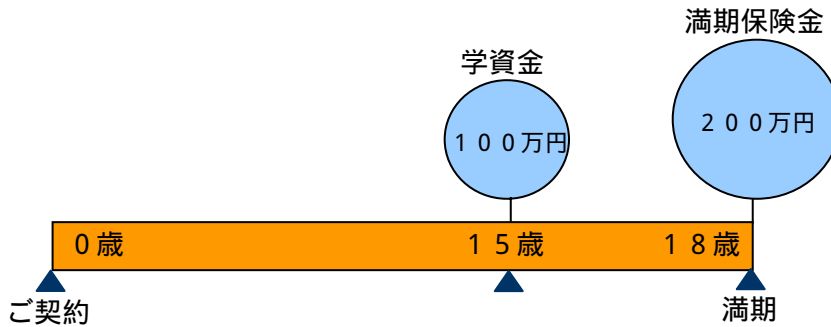


## (5年ごと配当付こども学資保険)の内容

### 1. 仕組み図およびご契約例

#### < 18歳満期の場合 >

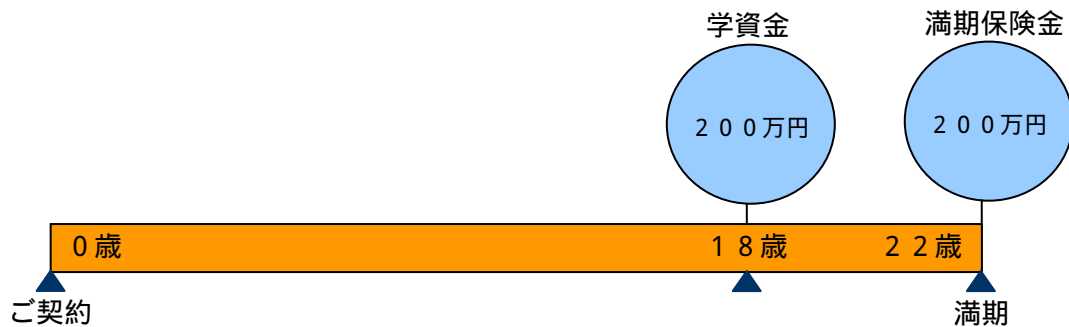
(ご契約例) ご契約者 30歳男性 被保険者(お子さま) 0歳  
基準保険金額 200万円



保険料払込期間	月払保険料(口座振替)	保険料累計額	お受取総額
15歳まで	16,138円	2,904,840円	3,000,000円
18歳まで	13,834円	2,988,144円	

#### < 22歳満期の場合 >

(ご契約例) ご契約者 30歳男性 被保険者(お子さま) 0歳  
基準保険金額 200万円



保険料払込期間	月払保険料(口座振替)	保険料累計額	お受取総額
15歳まで	20,640円	3,715,200円	4,000,000円
18歳まで	17,692円	3,821,472円	
22歳まで	15,002円	3,960,528円	

(注) 学資金・満期保険金の受取累計額または保険期間の途中で解約された場合の解約返還金額がお払込保険料累計額を下回る場合があります。

## 2. 商品概要

### (1) 給付内容

お支払事由・お支払額			
学資金	お子さまが所定の年齢に達した日の後、最初に到来する2月1日に生存されているときにつぎの金額をご契約者にお支払いします。		
	18歳満期	満15歳 (ただし、誕生日が2月2日から4月1日の間に ある被保険者については満14歳)	基準保険金額の50%
	22歳満期	満18歳 (ただし、誕生日が2月2日から4月1日の間に ある被保険者については満17歳)	基準保険金額の100%
満期保険金	お子さまが保険期間満了時に生存されているとき、基準保険金額と同額をご契約者にお支払いします。		
死亡給付金	お子さまが保険期間中に死亡されたとき、死亡時の責任準備金額をご契約者にお支払いします。この場合、保険契約は消滅します。(注1)		
保険料払込の免除	ご契約者が保険料払込期間中に死亡されたとき、所定の高度障害状態に該当されたとき、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当されたときに、以後の保険料の払込を免除します。(注2)		

(注1) 死亡給付金額は、多くの場合、お払込保険料累計額を下回ります。また学資金のお支払後は責任準備金額が減少するため、死亡給付金額は減少します。

(注2) たとえば、責任開始期前の疾病を原因として所定の高度障害状態に該当したときなど、保険料払込の免除とならない場合があります。

### (2) 契約年齢範囲

ご契約者(父母または祖父母) : 18歳~65歳

被保険者(お子さま) : 0歳~8歳

お子さまがお生まれになる前でも出産予定日の140日前からご加入いただけます。

### (3) 満期および保険料払込期間

満期	保険料払込期間		
18歳満期	15歳まで	18歳まで	-
22歳満期	15歳まで	18歳まで	22歳まで

### 3. に付加できる各種特約

#### (1) 5年ごと配当付育英年金特約

ご契約者が死亡された場合または所定の高度障害状態に該当された場合に、保険期間満了まで毎年、育英年金をお支払いする特約です。また、お子さまが保険期間満了時に生存されているとき、特約満期給付金をお支払いします。

#### (2) 新総合医療特約D(5年ごと配当付こども学資保険用)(販売愛称「医のいちばん(Mickey用)」)

お子さまの病気やケガの治療に備える特約です。入院については1日以上入院(日帰り入院を含む)からお支払い対象とし、手術については原則として公的医療保険制度に連動したわかりやすい給付とされている点が大きな特長です。(注3)

(注3)たとえば、創傷処理・皮膚切開術など公的医療保険の手術料の算定対象となる手術であっても手術給付金のお支払いの対象とならないものがあります。

#### (3) 傷害特約D(5年ごと配当付こども学資保険用)

お子さまが不慮の事故により死亡された場合または所定の身体障害状態になられた場合に備える特約です。

以 上

この資料は商品(特約)の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。また、5年ごと配当付育英年金特約をはじめとする特約は、主契約に付加してご契約いただきますので、単独でご加入いただくことはできません。ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など会社所定の資料を必ずご覧ください。また、ご契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー定款・約款」を必ずご覧ください。

(登) C19H1397(H19.12.5)